

### 第3回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成21年 4月 9日（木） 午前9時30分～午前11時30分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人	1人											
出席者	富野	廣田	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	玄田	山本雅	外川	近藤	前川
				×	×			×		×	×	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
議事	委員長あいさつ 協議事項 グループ討議の結果報告について 意見交換 その他 次回の開催日、会場											

**総務主監** それでは、皆さん、おはようございます。時間もまいりましたので、第3回目の自治基本条例作成検討委員会を、ただいまから始めさせていただきたいと思います。

大変、皆さん方にはお忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、先般はグループ討議というようなことで、Aグループ・Bグループというようなことで分かれていただいて、それぞれ活発に議論をいただきまして、今日はその発表をしていただくというようなことでお願いをさせていただいているところでございます。どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

事務局から、2点ばかりお願いをさせていただくことがございます。1点は、次の会議までにはできるだけ議事録を作成させていただくというようなことで、今日もつけさせていただいているのですけれども、なかなか録音がうまく入っていないというようなことで、議事録に手こずっているというのが現状でございます。申し訳ございませんけれども、発言をいただく場合は、手を挙げていただいて、委員と名乗っていただいて、誰が何の意見を言っているかさっぱりわかりませんので、そういうことでひとつはっきりとご意見を言っていきたいなと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それから、毎年4月になりますと人事異動があるわけでございますけれども、この4月1日におきましても人事異動がございまして、担当者が替わらせていただきました。この前、福田総務課長でありましたけれども、人事異動によりまして住民福祉主監に異動になりまして、新しく社会福祉課長からこちらの方へまいりました西川総務課長でございます。

**西川総務課長** 西川です。よろしくお願いいたします。

**総務主監** それから、財政の方で西川係長が担当をしておったのですけれども、人事異動で税務課の方へ異動になりました。従来から財政に主に携わっておりました青木課長補佐がこちらの方の担当をしていただくということになりましたので、よろしくお願いいたします。

**青木課長補佐** 青木でございます。よろしくお願いいたします。

**総務主監** そうということで、一部担当が変わりましたが、引き続いて、今後もよろしくお願いたしたいと思います。

毎日いい天気が続きまして、本当に桜も満開というようなことで、今日は山芋羊羹と生姜羊羹を用意させていただいたので、お配りさせていただいて、いただきながらまたいろいろと討議していただきたいなと思います。羊羹を持って外へ出たいなあというような天気ですけれども、ひとつ活発なご意見をいただきながら進めていただきますように、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、委員長さん、よろしくお願いいたします。

**富野委員長** それでは、皆さん、おはようございます。事務局の方からご配慮いただいて、羊羹をいただきながらということで、非常に和んでいいですね。

ようやく寒い季節が終わりまして、もう既に夏に近いような陽気になっております。今日は、本当は外で桜でも見ながらというのが一番いいのですけれども、委員会でございますので、室内でということで、よろしくお願いいたしますと思います。

今、事務局からお話がありましたとおり、事務局が大変ご苦労いただいて議事録をとっていただいています。これは大変な作業なのですね。私はよく存じておりますけれども、がんばってやっていただいていますので、協力のお願ひがございましたとおり、ご発言の前に名前をとすることを、ぜひご協力いただきたいと思います。私もできるだけ、皆さんを指名する時にお名前を呼んで指名できるわけなんですけれども、実は目があんまりよくないものなんですけれども、できましたら、皆さん、ご自分のお名前をご発言いただけたらと思います。

それから、新しい係の事務局の方々、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、前回のこの検討委員会を行わせていただき、それぞれ、愛荘町にあるものの「資源探しについて」の部会と、それから「愛荘町の課題」、この2つにグループに分けさせていただきまして、委員会の合間に取材をいろいろやっていただいたということでございます。私は課題の方に参加させていただいて、大変勉強になりました。

今日はまず、そこの部会で検討いただいた2つ、「資源さがし」と「課題」について、それぞれの部会の方からご報告いただいて、それについて少し議論をしていきたいと思えます。

というのは、せっかくの皆さんが集まっていますから、それぞれの部会で検討したことについて、多少補足の意見があったり、このことはどうなっているのだろうかという質問など、そこをしっかりと議論していきたいと思っています。

その上で、これらの課題とそれ以外のものがあるのですが、例えば、総合計画で、このまちの課題とか将来の方向について、いろいろな計画がありますね。それから、100人委員会でも、実は課題のところ資料を出していただいて、100人委員会で議論があった。行政の方もいろいろな計画を持っていたり、課題の意識を持っていたり、課題の意識を持っています。そういうところを踏まえて、今回は、このまちの持っている可能性、資源ですね。それから、課題について、この委員会なりの共通認識をつくっていききたいということを思っています。これが今日の、まず大事な点ですね。

それから、課題や可能性だけでは自治基本条例はつくれません。例えば、課題があるとしたら、どうしてそういう課題が出てきてしまっているのだろう。何か仕組みやこのまちのあり方について、もっと根本的な問題があるからそういう問題が起きているのではない。あるいは足りない部分があるかも知れないのではない。あるいは、資源があるとしても、そういう資源がうまく活用されていないとか、資源をもっともっと活用して元気なまちをつくっていくために何が欠けているのだろうか。そういうような問題についてこれから議論をしていかなければいけないのです。そういうものが、自治基本条例につながっていくという議論になっていくわけです。

ですから、今日はですね、そういう意味で、自治基本条例に入る前の準備段階、だいたい最終段階ですね。課題や可能性について共通認識をして、それについて少し議論を深めていく。そして、自治基本条例の議論をする入口のところをつくっていきこうと、そういうことを考えています。

それで、それを踏まえて、次回までに、皆さんにちょっとまた宿題を出させていたどうかと思います。それは、そろそろそういうことがまとまりましたら、今までできてきたほかのまちの自治基本条例について、少しそろそろ見ていただければいいかなと。自治基本条例とはどういうもので、そしてどういうことをその中に入れ込んでいく必要があるかということ、とりあえず、全員に読んでいただきたいと思えます。

今回の検討委員会のその次の検討委員会では、私の方でちょっと自治基本条例そのものについて、少し具体的なつくり方、それから構成、そういうものについてちょっとお話をしておいて、皆さんにその進め方について議論していただければと思っています。

ただ、ちょっと、最初にやらしてもらわなければなりませんね。と申しますのは、前回は議論させていただいたのですけれども、私は仮の委員長で今までやらしていただいているんですが、4月に入ってから、最終的に改めて委員長を皆さんの議論の中で検討し

て決めていこうという、そういうことがありました。できたら、住民の皆さんから委員長を出すのが好ましいだろうなと思いましたので、そのあたりを、私は別に委員長をどうしてもやりたいということでもありませんし、皆さんの一番議論しやすい形がいいと思っていますので、そういう意味では、お約束どおり、とりあえず一番最初に委員長について、改めてどういう形でいくかということについて、皆さんからご意見とがあれば出していただければと思います。

具体的に言うと、私は、米原市の自治基本条例をお手伝いさせていただく時には、顧問という形で脇から発言をさせていただいて、情報を入れさせていただくことをやらせていただいた経過がございますので、必ずしも委員長でなくていけないということは当然ないわけでありまして。そういうことで、皆さんにとって一番いい進め方を選んでいただければというふうに思っておりますので、その点、もしご意見があれば、どうぞ話していただければと思います。

**廣田副委員長** その前に一言、お断りしなければなりません。実は去年、区長会副会長という、充て職でいただいたようなことです。それと、皆さんお忙しいのはよくわかるんですけども、私もまだ常勤をやっています、ちょっとこれに寄せていただくのなかなか難しいなど。これから活発にこれらも密度濃くやられるとなると、委員をですね、ちょっとこのままでいって迷惑をかけてもいかなということもありまして、こんな重要な会議を欠席ばかりしたりしてということではいかんわなという個人的な思いがありまして、これを新たにですね、充てていただいたほうがですね、1年か2年ということで聞いておるのですけれども、恐らくもう少しかかるような気も個人的にはしておるのですが、そんなことで、委員を代えていただく、委員そのものを代えていただくということが可能なかどうかということ、ちょっと聞いておきたいことを含めまして、お伺いをし、勝手なことを申し上げますけれども、そういうことで代わらせていただくというようなことはできませんか。非常に勝手なお願いでございますけれども、お願いします。

**総務主監** 事務局からですけれども、副委員長さんは県の方の関係の要職についておられるので大変かなというふうに思うのですけれども、昨日、新年度の区長総代会を開催させていただいて、幹事会の委員10名を決めていただきました。互選で区長総代会の会長・副会長を決めさせていただきましたので、その幹事会の中からまた出ていただくというようなことで、自治基本条例とは言っておりませんが、2年計画で進める場合ですと、2年続けてしていただいていると。ただ、その中で、どうしても仕事の関係上、続けられないという場合には、補充をさせていただくというようなことを申し上げておりましたので、どうしてもということでしたら、新しい今年度の区長総代会の幹事会の方から、こちらの方へ1名出ていただくというようなことは可能でござい

ます。

**富野委員長** そして、それはもう、区長さんの幹事会ですか。そちらと調整していただいた方がよろしいでしょうか。

**総務主監** はい。

**廣田副委員長** ありがとうございます。

**富野委員長** 異論がなければ調整していただくということでよろしいですね。これうまそうですね、羊羹をいただきます。

**廣田副委員長** すみません よろしくお願ひします。

**富野委員長** どうぞ、せっかくですから、いただいでください。

じゃあ、今のお話については、事務局の方で調整していただきます。

委員長について、どうしますか。あまりこれについて時間がありませんので、ご意見を出していただけますか。

**道明委員** 充て職で役を充てるのは簡単ですが、すべてが常が一番であります、充て職をもらうと。忙しいですよ、区長会の会長、副会長は、何があっても、極端に言いますと、私は男女参画型の、あれも私のところで今年やるんですね。今度しようと、それもという関係もあるし、やっぱり継続して審議していただかんという、相当な人選できちんと、充て職をもってくるのは一番楽ちんですよ。そのまま持ってきたらいいのだから。こんな大事なことですので、これは思います。そりゃ、私的なことを言えば、忙しいですね。私もちょうど区長が終わるのを待って、4月1日から彦根のNPO法人の方で副館長というので、月、水、金と勤務していますし、だから今日はお休みの日ですので出ておりますけれども、そういうことになりますしね。

**富野委員長** 皆さん、それぞれお仕事行っていたり、いろいろなことありますからね。

**道明委員** 若い人たちにも聞いてみたら、仕事どうしているんやと、工面して出てきていますと、こう言われています。

**富野委員長** 山本さん、この前、ちょっと委員長のことでご意見あったと思いますが、もしよろしかったら。

**山本雅委員** 私はあの時は、今、委員長がおっしゃったように、オブザーバーという立場でスタートから参加されているものやと思っていましたので、その後の話では、そうでないですよということでしたので、私個人としては、委員長そのまま継続でお願いしたいと思います。

**富野委員長** 山本さん意外にご意見ありましたら、いいですか。それじゃあ、これに長時間、時間をとってもし訳ないですので、特にご意見なければ、このまま続けさせていただくということで、よろしいでしょうか。

委員から「はい」の声あり

**富野委員長** それじゃあ、よろしくお願ひいたします。改めまして

それでは、今日の議事に入りたいと思います。今日の議事は、先ほど申しましたように、各部会で検討していただいた内容について、ご報告をいただきます。次第からいきますと、「資源探しについて」の部会の報告を、まずいただければと思いますが、どなたかとお願ひできますか。

**森野委員** おはようございます。Aグループの発表させていただきます森野と申します。よろしくお願ひします。

4月6日にAグループ、「愛荘町にあるもの(資源)探し」のグループ協議をさせていただきました。早速ですが、議事録がありますので、こちらの方をちょっと見ていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。発表させていただきます。

愛荘町の特性としては、1つの町で都市部の要素と自然の要素がバランスよくあり、流動しているということがあげられます。その中で、後世に残したい、守りたいもの、伝えたいもの、活かしたいものに何があるかを討論させていただきました。

Aグループでは、大きく分けて、「自然」、「文化・歴史」、「環境」、「交流」の4つに分けて考えさせていただきました。

まず、残したい、守りたいもの、伝えたいものとしては、「自然」があります。協議の中であがってきたことといたしましては、ため池・河川のルーツ、ホタル、桜並木、宇曾川上流の魚(ビワマス・アマゴ)などがあげられました。自然の中でも、愛荘町にあるきれいな水を残したい。水がきれいならば魚もたくさんいて、ホタルもいる環境が守っていけます。今、愛荘町には、岩倉川周辺や川原・山川原周辺には多くのホタルが残っています。また、河川にはそれぞれの歴史・ルーツがあり、それを子どもたちに伝えていきたいという意見がたくさん出ました。

次に、2点目には「文化・歴史」があります。多くの古墳群があり、また秦氏（渡来人）については古くからの歴史があり、字名にも歴史があります。また、中山道があることにより、昔からほかの国・県からの人もたくさん集まっているので、言葉に順応性があります。ほかには、日本4大真布「近江上布」、びん細工手まり、和太鼓づくりなど、今でも盛んな文化が多く残っています。

次に、「環境」であります。もっとも大きいのは農業、米づくりであり、愛荘町は農機具普及率 1である、おいしいご飯をずっと残したいという意見が多く出ました。

次に、将来活かしていきたいものとしたしましては、「交通」であります。愛荘町には、国道、名神高速道路、中山道、私鉄が通っており、交通の便は悪いところではないと思います。今後、この地形・地理的条件を生かして、まちづくりの発展ができると思います。

最後に「交流」として、愛荘町には多くの外国人（ブラジル人）が住むなど国際色豊かな町であります。もっと交流を深め、今後、愛荘町が国際的に発展するよう生かしていきたいと思います。姉妹都市として、アメリカのウエストベンド市、栃木県的那珂川町があります。それらの姉妹都市ともっと交流を深めることにより、よりよい愛荘町になると思います。

また、隣組制度がまだまだ残っています。現在、それにより助かる時もあれば、わずらわしく感じるような時もあります。しかし、その近所付き合いがなければ、町は発展しません。隣組制度が、住民にとって愛荘町内で住むのに快適なものの要因の1つとなるように残し、発展させていきたいという意見が多く出ました。以上です。

**富野委員長** どうもありがとうございました。愛荘町が持っている資源あるいは色んなものについて、皆さんに議論していただいた内容がわかったと思います。

これについて、もう少しこういうものがあるのではないかと、これについて、こういう一面からちょっと見てみたらどうなるのかというようなご提案とか質問はありませんか。

**道明委員** 今、私たちが話をした内容をまとめて話していただきました。特に1番はじめに言われたように、保全すべきもの、愛荘町の守っていかなあかんものという材料、そして、次は伝承したいもの、いわゆる次世代に残したいもの、そしてもう1つ大きく、さらに発展・進歩させていきたいものを、考えられるだけまとめてくれました。

これにいろいろなことがあったわけなんですけれども、少しそのあと、帰ってきまして考えてみましたら、保全というのは、やっぱり自然環境がその中にたくさん出てくる要因です。やはり、今どんどん自然が破壊されている中で、愛荘町の持っている、本当に、里山があり平野があり、田んぼがあり、住宅地があるという、3つの融合した自然環境の保全が1番大きいのではないかと。よくよく、僕はさかな釣りが好きなんですけ

れども、この愛荘町にも、まだイワナ・アマゴが住んでいますし、そしてアユもビワマスも遡上してくるといふ河川があります。自然環境の方では

後世にやっぱり伝承したいというのは、歴史がものすごく古いわけです。もう4世紀には古墳群が、ずっと秦氏の古墳群があって、この後開けていったんだと思う。そういう歴史から育まれた伝統というのはあると思います。

1つ抜けていたのですけれども、各地域がいろいろな工夫されたお宮さんの祭礼がある。それもやっぱり後世には残していきたいようなものだと感じました。近江上布もございまして、そして各地にぼちぼちと農業特産物なんかも生まれてきていると。先ほど出ましたヤマイモの何とかであるとかというのも1つ出てくると思います。

そして、問題があるわけなんですけれども、先ほどあった中山道という大きな江戸時代に発展した街道があって、それに伴う家並みがやっぱりあるわけなんです。宿場町、そういうような宿場町の持つ家並みの保存、各地でたくさん行われていると思います。これは難しい問題があると思うんですけれども、そういう家並み保存であるとかということ、そんなものを織り込んで、残して保存していきたいと。

後世に伝えたいのを、彼が言ってくれたように、いろいろな文化がございます。一時途絶えて何百年ぶりに復活したという、斧磨というところの雨乞い踊りという、そういう文化もあれば、愛知川の花火大会とか、そして、先ほど近江上布であるとか、金剛輪寺、国宝、それに巻き込むような神社仏閣というのもたくさん残っているわけです。

そういうことで考えていったわけなんですけれども、それだけでは、やっぱりだめなのです。この愛荘町で、さらに発展・進歩させていきたいもの、当然資源だと思いますので、それも考えていった中で、先ほど言われたように、インターチェンジができることによって道路網がもっと拡充していく、それによって、いろいろな町民の利益をあげていくことができるだろうと思うし、国際交流もそれであろうし、できれば、工場誘致であるとか、住宅地の開発による町民の人口の増加であるとか、その中でもう1つは、これは拡充して今後のためにもっと育てていかなければいけないというのは町民感情、心の問題、いわゆる活動の問題で、愛荘町民のボランティア活動というのを、今後もっと拡充して、どんどん進化させていかなければいけない。もちろん考え方、福祉の考え方もございまして、また人権に対する考え方もあるわけなんですけれども、ボランティア活動、高齢化社会になったときに、やはりそういう精神をもっと向上させていかなければいけない。

愛知川の図書館の利用率が日本一です。そういう、いわゆる教育につながるような図書館活用、そしてまた、私が行っていますスポーツ施設もあります。そういうのを町民がもっと活用して、生涯体育・生涯スポーツのような心の持ち方も、いわゆる心的なものとしての資源に考えていかなければだめだなということも思いました。

**富野委員長** ありがとうございます。今、なかなか重要なことをおっしゃったと思うの

ですよね。一つひとつの資源や特産品が、町ではいろいろなものがありますよね、そういうのを、今おっしゃったように、守っていくということと、それから伝えていくということと、それから発展・進歩するという、こういうことをおっしゃったのですよね。実は、こういう考え方が自治基本条例につながっていくのですよね。

じゃあ今、守るためにはどういうことを考えていくのか、あるいは伝えていくためには何が必要なのだろうか、そういう基本的なところは何かというのを考えていくのが自治基本条例につながっていくわけです。そういう意味で、今のお話はとっても大事なところを言っていたと思います。どうもありがとうございます。

ほかに何かあるでしょうか。大演説していただかなくても、別に大演説だけでなくても感想程度でもけっこうですから、何かありましたら。はい、どうぞ。

**山本拓委員** 山本拓也です。グループ討議に参加させてもらいまして、やはり少人数ということもありまして発言の機会がずいぶん増えますので、すごく意見が活発になったように思います。

非常にテーマが絞られていますので、話しやすかったと思いますし、やはり途中で「自治基本条例とは」ということに戻りかけた場面もあったのですけれども、それはそれということで、やはり、今回は資源中心に話してみようということで、最後までテーマがうまいこと機能していたと思います。私も参加させてもらった感想です。

**富野委員長** ありがとうございます。ただ見させていただいて産業については議論があったんでしょうかね。

**山本拓委員** 産業ですね、ちょっと私も、これを最後に足りないかなと思って触れたのですが、この議事録の中にははっきり出てきませんでしたけれども、法人税の収入などを考えますと、やはり働ける場所でありますとか、財政の基盤である産業というものが必要ではないかということで、議論が終わったあとでもそういう話をしておりました。それが抜けていた気も、話は出たのですけれども、ちょっと抜けたかなと思います。

**富野委員長** 私が理解している範囲では、愛荘町の産業は非常に2つに分かれているのではないかと思うのですね。

1つは昔からの地盤の商店街、あるいは農業であるとか、それに関係したいろいろなお仕事、そういうのが1つあると思います。もう1つは、外から来た工業団地とか大企業、外国人労働者の方々も含めて、ここで雇って、そして地域の中で生産していると。そういう、いわゆる大企業型の産業、この2つがあって、それ以外は、むしろ天津・京都・大阪に通勤されるという、これらの産業というのは外の産業に依存しているという、そういう3つの要素があるように思うのですね。

そうすると、産業の資源としては、例えば、外から入ってきた大企業型の雇用であるとか生産高とか、そういうものを産業の重要なものとしてとらえるのか、それとも、やっぱりそうであっても、地場の人たちが元気になって仕事ができ、そして農業を含めて、この地域でがんばれるような仕組みづくりが必要なのか。あるいは、そういう資源の問題、そして今、通勤・通学、主として外へ勤めに出ている方は、そのままでもいいのかということですね。いくつかそういう要素があるので、そのあたりについて、課題と同時に、その可能性ということも少し押さえていくと、おもしろい議論ができるかもしれないと思うのですね。

当然、大企業は地元の意向だけでは動いてくれないわけですがけれども、でも、大企業が地元に関心かということ、実はそうでもないです。なぜかと言うと、従業員の方が地元に住んでいるということもあって、地元と協調・協力をどうしようかと思って、こちらから働きかけをしているいろいろな地元資源として協力いただけるところもあると思います。

そういうことも含めて、少し産業のあり方、あるいは企業とのつきあい方ということも議論していくと、ここはおもしろい資源群になってくるかもしれないです。それは1つ思います。

それから、特産品については、前々からナガイモ、ここではナガイモとなっていますが、それはなにか...

**山本拓委員** 話に出ておりました特産物という形で、それも話でひとつ盛り上がりまして、こんなものがあるというお話の中に出てきます。

**富野委員長** それはどこに載っているんですか。この場合は。

**山本拓委員** それはどこに入れたかな。産業、その他に入れましたね。

**富野委員長** 農業、米づくりは「環境」の中に入っているのですけれども、もしかしたら「産業」としてまとめて、農業や特産品すべてをまとめて議論するのも、1つの手かなとは思いますが。まあまあ、それは別にそうじゃないといけないということではありませんし。

それと、私、びっくりしたのですけれども、4世紀からですって、秦氏の古墳というのは。たぶん、日本で1番古いですね。

**道明委員** だから、奈良に都があった時、この地方に渡来してきた韓国・朝鮮の方、昔は、まあいったら渡来人と言いますが、そういう人たちが手厚く保護を受けて、この山の近くにずっと住んでおられたようです。一応豪族的な、かなり、小規模なんですけれ

ども、たくさんの古墳がずっと 150 基から 200 基、早い文化がもう、4、5 世紀の頃にはあったわけです。

**富野委員長** そういうのは、どうして、朝鮮半島と交流したのでしょうか。

**道明委員** 朝鮮半島から、いわゆる文化を伝えに、秦氏は機織をしたんですね。

**富野委員長** いやいや、例えば、愛荘町が朝鮮半島に、いわば日本で 1 番古いルーツあるわけですよね、そういう町であれば、例えば、韓国、朝鮮半島の歴史都市と、姉妹都市だとか、交流相手、そういうことはあっていいわけですよね。

**道明委員** 当然でしょうね。そういうことがあっていいと思います。

**前川委員** 去年は渡部教育長が行かれたみたいですよ。一人でルーツを、山の中のようなことを聞きました、向こうでも、だいぶん田舎らしいです。

**富野委員長** いや、すごい資源だと思います。

**道明委員** そんな時代に、わざわざ外国に行って、機織り機、文化をね。

**富野委員長** むしろ、日本の文化を、そちらの方からつくって、これは日本文化のルーツになるわけですね、そうしたら、それはすごいですよね。教科書に秦氏は出てきますものね。そうですか。では「秦荘」というのは、まさにそういうことなんですか。

**道明委員** そうです。

**富野委員長** そうですね。

**道明委員** その前は、1 つの集落を秦川村、もう 1 つを八木荘村、秦川村の「秦」と、八木荘村の「荘」をとって「秦荘」、こちらの地域を「愛知川」という、これが秦荘と愛知川が一緒になって「愛荘」になりました。

**富野委員長** 滋賀県は、どっちにしても、1 番日本の古い歴史や文化、つまり奈良時代からもともと渡来人が多くて、しかも水運が発達していて、東と西を結ぶ要所の地だってことは明らかなんですよね。

だけでも、秦荘はそれなら 1 番古くからじゃないですか。渡来人が住み着いたという

のは。ちょっと今聞いて、そういうことなかなかなと思ったのですけれどもね。なかなかおもしろいですね。全体の滋賀県の中でもこの地域は、そういう意味では特色のある地域かもしれませんね。そういうことを少し聞いておきたかったです。

それから、隣組制度について書いてありますよね。隣組制度がまだ残っている、これが資源だということですよ、皆さんの意見は。具体的にどのような資源になっているのでしょうか。

**道明委員** 私の地域では、安孫子という160戸ぐらいのところですけども、もともと江戸時代に組織された講(コウ)が発展して、講から、その大字安孫子をメインに走っている道、道の上、道の下とか、中とか、東とか、そんな分かれた1つの講を中心にしたグループがつくられます。これはもう江戸時代にやられた。だいたい20軒ぐらいが、7つか8つの講に分かれます。

**富野委員長** 講というのは、そうですね。

**道明委員** 講自体は、僕らの小さい時は、やっぱりお金を出し合って、そして、誰かが落としていくとか、年に1回ご馳走を食べるとかという、講同士のお葬式であれば、講のものがお手伝いをすると。お祝い事、冠婚葬祭につながっていく。

そして、明治になって、それが、講を保存しつつ行政区画で1組から15組まで、だいたい10軒平均でグループをつくる。そうすると、講は講で昔ながらの付き合いをしながら、隣組の組制度というのができた。

だから、私のところの区では、毎月1回、常会、常の会、常会というのをやります。そこで、区の行政の伝達事項・協議事項をもってきて、みんなお茶を飲みながら、集金もしたりいろいろな情報交換をする。これを1ヵ月ずつ、宿をもって回る。今はそっちの組組織の方はつながりも多くなって、お葬式は組がやる。組の誰かが亡くなったら、その時の組長が葬儀委員長になる。組の全員がお手伝いしてやっていくということ。もちろん、やっぱりつながりも多々ございますし、また、たまたま、おかずが行き来したり、アユがたくさんとれたからといってあげたり、そういうおかずの動きであるとか、組内で運動会をやった、その反省会を一杯飲みながらやるとか、組で新年会をやるとか、旅行したりとか、まだまだ組としての、隣組の付き合いはたくさんあります。そういうものがまだ残っていますね。

**富野委員長** 具体的には、どういう資源だということなんでしょうね。

**道明委員** 元々の隣に住んでいる両隣の、

**富野委員長** 互助組織みたいな感じになるのですかね。

**道明委員** 昔は、講は互助組織だったと思うのですけれどもね、それが新しくできてきた明治の政治のやられた、戦時中の隣組さん、江戸時代にあった五人組とか、あれの名残りはあると思います。かなり強いですよ。

**富野委員長** その隣組制度というのは資源である。いろいろなことをやってくれる、発展していったり自立をしていくために資源と考えた場合に、どの辺がポイントがあるかなということなんですね。互助組織というのが強くそのポイントがあるのだとか、あるいは、みんなで新しい事を取り入れていくための勉強する組織として有効であるとか、あるいは、行政との協力で、地域をよくしていくために有効であるとか、いろいろな側面の中で、隣組というのはどういう側面を持っているのかなというのが、ちょっと、私はその中に住んでいないのでよく見えません。どういうことなんですかね。一番資源として、今、有効なことは。

**道明委員** 区によって違いますね。愛知川で1学区1区ですか、区によって、その対応が違いますね。僕は旧態依然とした安孫子というところですから、やはり互助とか、お互いが助け合うとか、もう1つ、区も行政の伝達機関であるとか、一番小さい組織であるというような感じが強いですね。勉強会までは、安孫子ではないです。

**富野委員長** 全国的にいうと、区とか町内会というのは、だいたい行政とのつなぎ役がすごく大きいですね。ところが、逆に言うと行政の方は、区や町内会へお話を持って行って、そこら辺で、「いいですよ」とか「だめよ」と言われて、そこら辺で地域の意見はそういう意見だと、地域を代表するような、そういうような感じで、行政と関係ができていくということが多いんですが、ここはどうなのですか。そういう機能があるのですか。

**道明委員** それはそうですけど、地域によって違うから。

**山本雅委員** 山本です。今、委員長と同じことで1つ私質問したいのですが、その前に、少なくとも私の住んでいるところの今の隣組と言われるのでいきますと、今おっしゃったように、行政からの通達事項とか資料関係が、まず区長のところに行きます。区長から、それぞれの隣組という10ほどある組の、その年の担当を組長と呼んでいるのですけれども、そこにまた行きます。その組長が、自分の組の何軒かの家にその資料を配るといような形ですので、まさに、行政から個人の間のそのルートの役割を果たしているという形の運用になっています。

**富野委員長** つなぎですね。

**山本雅委員** それで、Bグループの方は問題点で、この前議論したのですが、その中に、若い人たちが地域のそういったことに、参加をなかなかしてくれないというのが1つ、問題にあげています。なぜ参加してくれないかというところの1つに、今おっしゃっている、旧態依然とした昔からのシステムのやり方というものがあるから、若い人はそれを嫌っているというのがはっきりしていると思うのですよね。

ですので、今、隣組制度が資源になるというふうにおっしゃいましたけれども、私は同時にそれが足かせになる恐れもあるのと違うかというふうに思うのですが、そのあたりはどうお考えなのでしょうか。

**道明委員** それは、僕ら自身も若い時は、うるさいでした。干渉されますから。

**富野委員長** それはそうでしょうね。

**道明委員** あそこはどうやこうやと、言われましたね。けれども、この年になると、1つのこういう人間的なつながりというか、大事ななあと感じています。

**富野委員長** なかなか微妙なところですね。

実は、なぜ理由をお聞きしたかということ、これから、まちづくりは、やっぱり行政だけではまちづくりはできないというのは、これはもう常識ですよ。だとしたら、地域の側で、皆さんでいろいろなことを自分たちの力でやっていくような仕組みって、何かできるんだろうかと。そう考えると、例えば、町内会とか隣組といったものがどういう役割を果たせるのかと。あるいは、それ以外のいろいろなグループがあったり団体があったりしますよね。そういうものを組み合わせたらいいのだろうか。それを組み合わせた時に、どういう考え方で組み合わせるのかということをお考えなければいけませんね。

そういうためには、今、町内会が持っている可能性や重要さ、それから今おっしゃった課題をちゃんととらえながら、町内会や隣組が十分果たせない役割を、次はどこがやっていくのかと、そういうことを考えながらやっていかないといけない、たぶんそういうことだと思うですね。

1つの組織が全部をやったら、今おっしゃったようにできませんから、そういう意味では、隣組は非常にいい側面があったということですね。また、その足りない部分もあるわけですから、そこら辺の議論を少しやってみたらどうかなというふうに思います。これはあとでまたやらなければいけないのですけれども、ちょっとお聞きしたのです。

ほかに何かありますか。藤田さんどうぞ。

**藤田委員** 今言われたように、隣組制度というのは、昭和 16 年ぐらいですかね、できたのは。それはやっぱり、原因は大東和戦争で防災面で隣組という制度ができたのです。その以前は、言われたように講、例えば、五人組とか七人組とか、そういう組を好き寄りにつくって、ひとつの物事を諮ってきたという、そういういきさつがあるのです。それが空襲が来た時に防火できないという意味合いで、隣組制度をつくろうやないかと。

**富野委員長** 広げたわけですね。

**藤田委員** そうそうそう、まだ新しいですわ。それで、水をかけたり、そういう訓練をしておったのが隣組なのです。私のところでも、五人組・三人組・七人組と入っておられる方々がおられますけれども、だんだんそれは衰退していっていますわ。隣組制度ができるということは非常にいいことだということで、衰退はしていきます。うちの字そのものの状況はそういうことです。

**富野委員長** いろいろな状況が、それぞれ違うわけですね。

**藤田委員** 何かがあったから何かができるということなんですよ、今までにね。

**廣田副委員長** 廣田です。混住と言うか、新しく来ていただいた人と、旧来のところと取り混ぜている土地というのは、問題点が多いのですが、これは問題点の方であげるべき話で、隣組というのは、あるよってことはどうかなというだけですので、そこまで議論していないのですが、まず、こういう区長とかやるとわかるのですが、情報がわからない、直には聞けないとなると、その組長さんに聞くとその周辺部がわかる。例えば、防災の関係を意識すると、個人情報関係があつてわからないという、組単位になれば、行政の側についてはすごく便利であるわけです。

おっしゃったように、互助組織的な話は、旧のところは残っていると思います。ところが、新しく来られたところは、この組組織というのはなかなかできないですね。その取り合わせを今どうするかという問題点があつて、新しい人が、そんなわずらわしいということによって、若いのは出て行くけれども、いざそういう問題を抱えた時に、いざという時にということになれば、この問題が必ずいるという認識をしてもらわないかなあと言いながら、これは難しい問題ですので、今、確か大きな都市でいくと、連合自治会みたいものがある、自治会がある、もう少し小さいのがある、まだもう少しやっているんですね。そういううまくやっているところもあるので、そういうところを勉強せんとあかんと言いながら、別にそんな非情に迫られてなかったのをやっていない、これは必ず、僕らは何か今様に変えてやるべき問題だなという考え方したいな

あとという願望です。

**高野委員長** ありがとうございます。これをあまり議論していると、本格的に議論に、一応皆さん、共通認識ということで。

ただ、2点だけ申し上げておきます。実は最近、町内会、自治会を含めて、従来型の伝統的な組み立て方を、少し変えていこうというのが出ているのですね。かなり最近出てきているのは、市民協議会方式というのでしょうか、大字までいかないのですけれども、中学校単位ぐらいで大きく連合会でまとめて、そして、その中に行政が入ったり、あるいは他の任意団体が入ったりして、みんなで協議しながらやっていこうという、行政はそこへ一括して、補助金を渡して、みんなで議論していきながら、その補助金を有効に使っていこうという、行政の方で決めてしまうのではなくて、そういうところで少し、税金の使い方なんかを自分たちで決めるというのを、そういう動きが出ていることがありますね。

そういうようなことがありますから、必ずしも隣組を固定的に考える必要はなく、新しい仕組みだということをおっしゃったわけで、実は新しい時代に沿った新しい仕組みというのを考えていく余地もあると思うのですね。それが1点です。

それからもう1つは、私は米原でお話を聞いた時に、地域の活動が実は、講とか隣組というよりは、一向一揆の時の一向衆のまとまりですよ、あれが今まで面々として続いていると、そういうお話があったのですね、あそこは一向一揆で非常に厳しい弾圧を受けたり、ある意味戦闘集団であり、地域づくりの集団であり、そして互助組織でありという、非常に強固なものがあって、その伝統が今まで脈々続いている。だから、どちらかと言うと、隣組単位というより少し集落単位で大きなまとまりが続いていると、そういうお話があって、なかなか歴史があっておもしろいなと思いました。

今、愛荘町については、そういうことがあったのか私はよく存じません、ですから、隣組が比較的新しい制度であるということをお考えたら、その前の時代からこれはどうだったのかと。あるいは歴史的な流れの中で、これからどうなっていくのかということは、かなり固定的に考えなくていいのではないかなと、そういう印象を持っています。また、これは自治基本条例の組み立ての中で改めて議論をしていただければいいのではないのでしょうか。なかなかおもしろい話ですね。

じゃ、時間もございますので、このあたりで、一応、「資源、可能性について」は、ここで一応区切りとさせていただきます、あとは総論で今一度よろしく願いいたします。

**松浦委員** ちょっと1点だけ質問、道明さん、すみません、ちょっと不勉強で申し訳ありませんけれども、コウとおっしゃっているのは、どんな字を書くのですか。

**道明委員** 言辺の講堂の「講」、講義の「講」です。いわゆる頼母子講とか伊勢講とか言う、あの講です。

**松浦委員** 全然聞いたことないので。ああ、そうですか。

**富野委員長** ご存じないですか。

**松浦委員** すいません、不勉強で、何のことかさっぱりわかりませんでした。

**富野委員長** 最近まで講というのはあったんですよね。講というのは実はノーベル賞と関係です。ご存知かと思えますけれども、インドですね、マイクロファイナンスという、農民が今お金を持っていますよね。それでインドでは、NPOとか、農村部再建運動という運動を掲げているのですが、その人が組織して、農民に小さなお金を貸すと。貸す時に必ず、ちゃんとこういう仕事をやるので、グラミー銀行ですね。ああいうことで、農民がお金を持っていますよね、どこの国でも、そういう人たちが自分たちで仕事をつくったり、あるいは商品に、今までですと商品をぶったくられていたものを、自分たちで仕入れをして、ちゃんと適正な価格で買えるようにして、生活にゆとりをうるおす、そういうことをやっていって、これをマイクロファイナンスというのです。小さなお金を貸して、みんなが豊かになっていくきっかけをつくと。

実は講もそれにすごく似ているんですよ。つまり、日本でも農民が少しずつ小金を持っていたから、あるいはちょっとゆとりがあるというので、みんなでちょっとしたお金を集めると、10人いればその10倍になるわけですね。冠婚葬祭に使えるぐらいの金が貯められるということで、おっしゃったように、10人とか、20人程度で、頼母子講と言いますね。

**松浦委員** わかりました。どうもありがとうございました。

**富野委員長** そういうものですね。ですから、いわゆるマイクロファイナンスという、伝統的な社会、昔から日本だけでなく世界中にあったわけですね。それを近代化したのが、グラミー銀行というので、ノーベル賞を取っていますね。すごく強力な人だったんです。

**松浦委員** ありがとうございました。

**富野委員長** すみません。ちょっと言葉の問題もあって、気をつけなければいけませんね。どうか、わからないことがあったら質問していただければいいと思いますので。あ

りがとうございました。

次に、「課題の取りまとめ」についてご報告いただきたいと思います。山本さんからよろしいですか。

**山本雅委員** 山本です。こちらの方は、問題点と思われることについて議論いたしました。まとめ方としまして、各委員の考え、発言されたことをまとめております。

それぞれ発言を書いておりますので、だぶった内容も出てきております。全部読みますと時間がかかりますので、個別はまた読んでいただくとして、だいたいまとめますと、大きくまとめまして、子どもを取り巻く環境についての問題・課題です。これは学校教育および家庭教育というのが1つのポイントになります。

2つ目としまして、防犯体制、また防災体制という、その辺のインフラ整備の関係というのが不十分であるということです。

3つ目としまして、隣組などと関係するのですけれども、地域の力ということで、その中の1つのポイントとして、どうしてもまだ旧愛知川町・旧秦荘町という感情が残っていると。これがなかなか除くことができないというのが問題で、やはりそれを取り除いて、ひとつの愛荘町という形で、みんなが意識を持つということがどうしても不可欠であるということがあげられております。

そして、もう1つ最後のポイントとしまして、将来ビジョンという形です。このまちはどういう方向にいこうとしているのか。先ほどのAグループの方と共通になってくるのですけれども、自然環境についてはどうしようと思っているのか、残すのか、開発するのか。文化も、継承していくのかどうなのかという、将来ビジョンが見えてこないというのが大きなポイントとしてあげられております。

その中で、私個人的に大きいポイントが2つあると思ひまして、2ページを見ていただきたいのですけれども、2ページの中段3の3で、松浦さんからおっしゃっていただいています3つ目、防災についてというところで、商工会の方でこういった活動を既に開始されておるということでした。今、この自治基本条例の大きなポイント、「住民自らが行動しよう」ということで、これはまあ商工会の方でされているものですが、これにつきましても、商工会という形はとっておられますけれども、行政に「ああしてくれ、何してくれ」というのではなくて、自分たちがまず行動しようと言って、こういうものを開始されておられるという、これがひとつ、我々が今後目指していくひとつの方向であろうというふうに思います。

それから、前川さんがおっしゃった、このページの一番下になるのですけれども、土地利用ということです。先ほどの将来ビジョンと同じく、ある一定の地域、このあたりは将来、工業ゾーンにするのだとか、歴史、先ほど話ありました中山道のような景観条例的なものを定めて町並みを保存していく地域にするのだとかというところがちょっと感じられない。空いている土地はすぐアパートにしてしまうというような形で開発が進

められていて、どういうまちづくりをするのかというのが見えてこないという、この2つが非常に大事なところだと私は思います。

個別のことにつきましては、また皆さん、あとで目を通していただきたいと思います。以上です。

**高野委員長** ありがとうございます。実は、これについては、それぞれの皆さんが、全員で考えていただきたい内容について、詳しく事項別にまた皆さんと議論しながら、全体的な理解を深めていこうということで、今のご報告のような形になったわけであり、これは山本さんが付けていただいた資料ですか。

**山本雅委員** これは、最後のページは私の意見が書いているのですけれども、民間委託の推進というふうに、TMC構想ということで書いていまして、実はこれ100人委員会の中間報告、今日はその時、建設部会の委員長をしていてくれました成宮さんに今日は来ていただいていますけれども、中間報告の時に、ほかの部会から「TMC」と言っているが何のことかよくわからんという質問がありましたので、その時にあわせてつくった資料です。

今回の私の議事録でも、あくまでもただ「TMC」という言葉が1つしか入っていませんので、じゃあ、私が言わんとするTMCは何かということで、参考資料としてつけさせていただきました。

**高野委員長** ありがとうございます。そういう意味だそうです。

そういうような経緯があったものですから、ご覧いただいたようにたくさんの課題・問題点が提示されています。もちろん、これをかなりまとめていって、これから必要でございますけれども、見ていただいて、だいたいそれぞれの分野について、皆さんのお感じになっているような、あるいは特に若い人たちの意見も含めて、出てきているなという感じがいたします。それで、これを一応見ていただいて、皆さんがお感じになっていることや、あるいは若い人たちの意見も含めて出てきているなという感じがいたします。

これを見ていただいて、もしご意見があれば、あるいは、まだこういう課題があるんじゃないかということなどを、とりあえず出していただければと思います。

せっかく傍聴に来ていらっしゃるの、傍聴の方も含めて、どうぞご意見を、どうでしょうか。

**藤田委員** 藤田です。前川委員さんが述べておられるように、旧愛知川地区と旧秦荘地区の、やはり構成的なことが、不公平な点があると思います。

当然、合併して3年、合併協議会において下水道の使用料の問題が出ていましたが、

これが一応3年間の猶予期間ということで、見直していくということで審議に入っておられたらしいですけれども、その時私はタッチしていないのでわかりませんが、やっとなんか今年度統一できましたね。そういう不公平感がやっぱり障害になると。そういう細かい障害をすこしでも少なくしていかなければ、やはり連携ができないということが1つあります。

そして、ここに書いておられるように防災無線、秦荘地区は有線放送、有線放送に対しまして、やっぱり町も補助金を当然出しておられますね。出ていますね。

**総務主監** はい。

**藤田委員** やっぱり、そういうことがあります。有線放送と防災無線、何が違うかと言うと、コマーシャルが入らないです。防災の方は時間が限られて、お知らせだけです。5分間ですか、連続3分ですか。

**総務主監** もう少し長いですが、時間の制約があります。

**藤田委員** 有線はずっといきますね。10分ぐらいはやりますね。そういう不公平感があるのです。これは事実なのです。その辺をやはり解消していかなければ、やはりお互いの溝が出ていくだろうと、このように解釈します。そういう問題点はやはり探っていかなければならないと。

**富野委員長** 実は、自治基本条例は、重要な問題があるのです。と申しますのは、合併したまちについては、本当は合併したまちというのは、前のまちが両方とも1回消滅するのです。新しいまちが誕生するのです。だから、前のまちが前提としてあって、今のまちがあるということではなく、本当は前のまちは消滅しているということを前提として考えるべきなのですよ。本質的にはそういうことなのですよ。1回全部なくして、つくるわけですから。

ただ、それがなかなか町民の皆さんだけではなくて、多くの方々にうまく理解されていなくて、この自治基本条例というのは、まさにそういうことで非常に重要になったのです。つまり、前のまちの良さは良さで、それぞれの地域の良さはあるわけですね。それはそれでいいと。けども、このまちがひとつのまちとしてやっていくために、どのような基本的な理解で、どのような方向付けで、どうしたらみんなが協力し合っているかということを決めていくのが自治基本条例でありますので、たぶん、この自治基本条例、非常に重要な役割なのです。

2つのまちが合併したにも関わらず、まだ残っている問題、それぞれの不満であるとか、それぞれの格差の意識とか、そういうものをどうしたらひとつのまちとして、非常

にいい形で統合できるかというところが、この自治基本条例の非常に重要な役割になるというように、私は皆さんの議論を聞いて思っています。

そういう点で、このまちの課題については、可能性が大いに強いですね。資源についても、前提として、そういう2つのまちが合併した、いろいろな課題になっている、議論があったはずですから、相当程度、こういうことをきちんと議論して、このまちのあるべき姿を、旧2町の住民の皆さんが本当に納得していけるような内容等、それからそのプロセス、決めていくプロセスを、きちっと踏んでいく必要があるなというように思っています。

今ご指摘になったことは、本当に重要なことですね。

**藤田議員** 実際、建前に入らなくても、本音的な話でないとだめですよ。建前だけでは、いい言葉ばかり使って、もう、行政用語ですけれども、していいのか、悪いのか、わからんような言葉を使うからね。あれは我々凡人は解釈し難いのです。

**山本委員** 山本です。いい案はないのですけれども、これはこの部会でも出たのですけれども、放送でも、旧愛知川地区・旧秦荘地区という放送の仕方をしているのです。じゃあ、それに代わる何か言い呼び方があるかということ、正直私も何があるかなというように、いいアイデアがあるわけではないのですけれども、もう旧愛知川地区・旧秦荘地区という公の表現の仕方をやめていくと。まずできるところからやっていくというのも必要ではないでしょうか。

**富野委員長** そうようなこともいろいろあるのですよね、実際は。ただ、そこら辺が、皆さんの意識から生まれてくると、意識をつくっていかねばいけないことと両方ありますので、今の点はなかなか大事なところですよ。ありがとうございます。

**藤田委員** また、そういう言葉を使うのであれば、地区・地域、地区は限られているのです。地域とすれば、案外柔らかく、お互いに、秦荘地域というように、言葉のあやがありますね。

**富野委員長** ただ、新市建設計画というのは、どこでも問題があるのですね。つまり、結局、いいことしか言ってないんですよ、それぞれについていいことを持ち上げるので、それぞれを期待するわけです。秦荘はこんなになるのじゃないかと。ところが、現実にはそんなに甘くなくて、財政事情は厳しいし、職員は減らさざるを得ないし、組織は統合しなければいけないし、いろいろな問題が出てきて、その中で、総論賛成、各論で表に出ると、そういう中で意識が非常に回避していくという問題が出てくるわけですね。

ただ、1点いいのは、私は今の財政状況は、世界の動向を含めて、そんなこと言って

はいられない状況になってきてるんですね。そういうことを町民の皆さんも、一定感じられているはずなので、ここでもう1回、自治基本条例を策定し、その中であるべき姿をもう一度考え直していくと。そういうようなところが比較的やりやすい環境になったなというふうには、私なりに思っています。皆さんも、もしそういうことであれば、是非そういうふうにプラスになるような、いろいろな話題の出し方とか提起の仕方をしていただければありがたいなと思います。

それ以外にどうでしょうか。

**廣田副委員長** 廣田です。うちの方で議論した時に、教育の特色、教育の関係で、訴えることは何かないですかということだったのですけれども、無いのと違うかという、こういう話になったのだけれども、まあ、そこらあたりで、1番、今、親の関心は教育なんですけど、こじんまりした愛荘町で特色あると言いながらも、特色を出していない教育の問題点、なにかその辺出さないと、これからの時代からすると、山本さんから、それは出された話だけれども、私学の関係で格差が出てきている。どんどん小さい時から出て行く、現にありますよね、中学ぐらいから出ていくことは。それではいかんので、その辺の問題点があるのと違うかということが、ちょっとあるのかなと思います。

**山本雅委員** 私も非常にそれを考えていて、書いているのですけれども、今たぶん、公立の中学校で半年なり、アメリカとかどっかに留学したいですよと言って、できる、姉妹都市に行くとかは別で、本当に個人単位でそういう留学するチャンスがあるかといったら、まずないと思います。この愛荘に関わらず。

じゃあ、今、私立はどうしているかと言うと、けっこうそういうチャンスがあります。それを前面に出して生徒を募集しているところもありますので、ただし、それに対して200万円からの費用がかかります。だから、出せる親の子は、そういう教育が受けられる。出せなかったら、子どもはそういう夢を持っていても、それにはかなえられない。それを平等にかなえてあげることこそが、行政の役目だと思うのですね。

これは私が思うのに、私立と公立、民間と公では、いろいろな取り巻いている法律その他が違いますから、逆に言うと、今の愛知中の教師陣も、やりたいけど、自分らにはそれが自由にできない、しばられているという意味も当然あると思いますし、実際そうだと思います。それをもっと町の裁量で自由にやると。それに対して行政が費用的な面はバックアップするという形で、私立との格差を縮めていくと。今やらないと、本当にもう縮めるチャンスがなくなってしまうかもしれないという恐れは、私個人的には抱いております。切羽詰った問題だと思います。

**富野委員長** そうですね。よく江戸時代のことを考えるのですけれども、江戸時代は、教育とは人づくりだったのですよね。人づくりというのは、どういうことかという、

この地域でどのような人が必要なのかと、産業にしても文化にしても、あるいは行政にしても、そういうような地域づくり、人のイメージがまずあって、それに対してどのような教育をしていくのか、あるいはどのような環境を整えるかということがあったと思うのです。

現在の日本では留学するのです。逆に江戸時代は外から人を呼んで来て、逆留学みたいな形で、その人の薫陶を受けながら、人をつくっていくというのをやりましたけれどもね。

私は、だからそういうことで、明治以降、日本の教育は非常に硬くなってしまって、本当に人づくりのイメージで、国の方はイメージを次々出してくるわけですよ。けれども、地域がそれでは人づくりのイメージを持っているのかというと、ちょっと、そのあたりは非常に弱いんじゃないかなと思いますね。

今のようなお話を、もしするのだったら、地域でこういう人を育てたいと、こういう人がいなければ、この地域は元気になっていかないという、あるいは、こういう人によって、この地域を元気にしていくのだという、そのイメージがみんなで共有できるのは、それに向かって、教育委員会も協力できるでしょうし、議員さんたちも理解してくれるでしょうし、国は国の方針としてやっているものについて、我々の地域で地域版の人づくりということですね。その辺の仕組みについては、できるように思うのです。

そういう点では、自治基本条例に直接関係するかどうかは微妙なところですが、この地域はどういう人を求めているのか、どういう人をつくっていかなくちゃいけないのかという、少しやっぱり議論があるといいかも知れませんね。

教育って、日本は昔から重要な問題、今も非常に重要な問題です。それについて、我々はせっかくこういうみんなが集まって知恵を出し合う機会ですので、そこら辺の、この地域として、できるだけレベルの高い議論ができればなというふうに思います。少しはそれについて時間を取ってもいいかも知れないです。どうでしょうか。

**廣田副委員長** 廣田です。まちづくりの関係で、線引きの話ですね。行政側からすれば、地域の意見を聞いてということになりますね。地域の意見を聞いてということになると、それぞれの地域のバラバラな意見があるので、これは反対をされても相当なリーダーシップをとっていく部分がないと、僕はあかんと思うのです。

でないと、それぞれのところが豊かになるためには、登記をする、開発するというようなになれば、保全していききたい自然も失われてくるわけですからね。ここにいろいろなまちの道具が出てくるわけですけど、そのあたりで、意見集約することも大切だけれども、納得させて、こういうようにという、まちづくりの手本となる線引きの話を、あんまりこの地域の意見全部を取り入れるのは違うところから始めていただきたいなというようなことがあるのですけれども、その辺の問題点があるのかな。

**富野委員長** これは行政の皆さん、それぞれ意見がありますか。行政の意見を聞く前に、皆さん、どうですか。

**廣田副委員長** 聞くのは当たり前で、大切なことだと思うけれども。ここは将来のビジョンを描いていただくということで・・・。

**富野委員長** ちょっと、制度的には、最終的には行政が強制力をもって都市計画決定しますから、そういう意味では、最終的には行政主導型しかありえないということは確かなんです。ただ、プロセスがどうかと言うと協議したところで決まるというふうに思っております。

**山本雅委員** これは100人委員会で、成宮委員長と一緒にしゃべったことなのですが、実はすぐそこに豊満神社という神社があります。そこに鳥居があって太鼓橋が昔からあるのですけれども、その交差点、信号のない交差点の形が変わりました。通常、道路をちょっと形を変えると、安全に見通しがよく改修されるはずなのですが、そこは結果として、余計に見通しが悪くなって危なくなりました。

その時に、そこでそのあたりに住んでいる人は、今まで自分の家の前をたくさん車が通ったと。交差点の形を変えてもらおうと、自分の地域に入って来ずに、横の道を車が通って、自分の地域の中は静かになって、ありがたいという形でどうも要望をされたのかな、スタートの話は。

そこだけの意見、そのあたりに住んでいる10軒の家の人にとっては、すばらしい道路改良なんですね。ところが、それを使う、他から来てそこをまた通って次の場所に移動されるみんなからすると、すごく見通しが悪くなって、前よりも怖くなったというような形で、今、副委員長がおっしゃるように、その地域だけの意見を聞くがために、結果として、全体で見ると恐い危ない道路になってしまったと。やっぱり、そこは今おっしゃるように、ある程度、「ここはみんなの利益を考えたら、こういう形にせんとあかんのや」という形で、行政側のリーダーシップというのが必要になるというふうに思います。

**富野委員長** そういうケースもあったということですね。今の行政は、それについてどういう考えなんですか、基本的には。

**藤田委員** あの経緯は、その時に土地買収してもらう時に、確か字の方が反対したのだということで、結局あれは危険な地域道路ですわ。結局、隅きりがカーブしてあがるのですよ。膨れてでないといかん。あれは誰が見てもおかしい。あんなもん、おかしいですわ。こうであれば、車は自然にこっちに行きます。こう周って来るのですから、

車はふくれますわ、でしょう。あれは絶対おかしいです。

**山本雅委員** あの道路ができてから、その角に家が新しく建ってあるということで、前が全然見えないんです。

**藤田委員** そうそう、土地を分けていただくなり、スペースはちょっとあるんですわ。それを私も提言したけれども、そういう話だから無理だということで、言っておられました。

**富野委員長** ちょっとすみません。今の話は、都市計画のあり方と、それから道路のつくり方の問題と両方ありますよね。とりあえず、行政の方にお聞きしたいのは、都市計画をこれからつくっていく上での、住民の皆さんからの意見という問題、これが1つありますよね。それについてどういうお考えかということと、それから今具体的に出ているように、危険な道路をつくったと、地域の意見の調整というのと、どうですか。2つ問題ありますよね。

**総務主監** 1つは都市計画の話で、この間もグループ討議の中で、線引きはなぜしていないのですかというような話があったのですけれども、ほとんどのところが線引きをされているんですけれども、うちの町は都市計画区域内の設定はしていますけれども、細かい市街化調整区域等の線引きはしていないと。

これはなぜかと言われると、実際、ずっと前からそうですので、当初はどうだったかな、出しがどうやったかなというのはちょっとわからないのですけれども、そこら辺は藤田さんの方が詳しいかなと思うのだけれども、たぶん、土地の所有者は売っていきたいというようなところ辺が、国道8号とか、そういうようなところ辺があった関係で、やっぱり線引きが難しかったんかなというのが、はっきりわかりませんが、そうだったんだと違いかなということが思うんですけれども、そういうことで、もう今となっては非常に線引きが難しいというような状況になっています。

この間も話出ていましたように、もう国道沿いの近くなんかはほとんど仮登記が出ていますし、そこをほ場整備してどうのこうのという、前も計画があったのですけれども、もう不可能な状況になっています。

実は土地利用計画、それから都市計画マスタープラン、それから青地白地の農業振興地域整備計画、これの計画づくりを今とりかかっているというようなことで、当然今も話がありましたように、行政がある程度ズバツと方針を出してほしいというような話もあるんですけれども、やはり、そればかりもなかなかうまくいきませんし、ここら辺は地元の意見も聞きながらというようなところで、例えば、農振ですと、地元でここはやはり青地で残したいと、一方では、個人的には将来もう田んぼの引き継

ぎはできないので売っていきたいと、ここを将来的に白地にしてほしいというようなところ辺で、いろいろと字の中で協議されていると思うのですけれども、ある程度一定は、字の要望を聞かせていただいて、そして、やっぱり行政と一緒に話をさせていただいて線引きをしていくかなというような状況が、従来からとっているような方式になっています。

道路は私毎日通っていますので、非常にぐつ悪いです。そう思っています。しかし、これはもう公安委員会がそういう交差点しか付けられないのです。こう道があったら、必ず、こうTになるように、本間に苦労しているんです。頭に来ますけれども、いくつか新しい交差点、全部そういうふうにするんですわ。高田工場の前もこうなっていますけれども、私は真っすぐパッと行っていますけれども、必ず、前はそうだったんですけれども、全部そういうふうにつけさすのです。

今の太鼓橋のところは、あそこに1軒家があって、もう解体したいので、町に協力するさかい隅切りしてほしいと。ありがたいなあ、こう直してもらおうと言って、あんなように余計悪くなったのです。あれは行政だけがしていないです。ほんま、あれは頭にきています。公安委員会には、とういうことです。

**藤田委員** 設計上の隅切りの設計が、昔からの設計でしょう、アールが。大型になって、当然その隅切りのアールを変えてこないといけないのだけど、変えてないでしょう、国方が、それがあのですわ。やっぱり、そういうことはやはり言わないといかんわな。あそこはそうでしたわなね、野良田ととこがそうでしたね。あそこも変な改良しました。あれも電話したのです、県に。あれはだめだと。変えました。ああいうやり方を、今までは行政がやってきた。

**富野委員長** 道路行政というのは、けっこう警察や公安委員会の方と、それから建設省の道路構造条例と、いろいろな調整をしなければいけません。だけど、実際に危険が生じているのだったら、それは当然変えられるはずなんですよ。ですから、そこは放置しないで、やっぱり具体的に、時間かかってでも変えていくしかないんじゃないでしょうね。

具体的に危険だということがあれば、当然それはやっぱり変えられる可能性はありますから。実際、そういうのでなければ、生きた行政ができませんよね。もう少し強く出ていいのじゃないですか。町が。

**総務主監** ありがとうございます。

**富野委員長** まちづくりの線引きの問題というのは、実は歴史的な経過があるのですよね。昭和48年に都市計画法が完成されて、線引きの制度ができて、用途地域を決める

と。その時に、実は市以上の行政機関については基本的に用途地域の含めて、部分的であっても、中心部を含めて決めなきゃいかんと。ただ、町村については必ずしもそういうような線引きを、用途地域も含めてやるということは、強く圧力がかからなかったのですね。

ですから、愛荘町だけではなくて多くの町村、実は合併したあとに困っているわけなのですけれども、線引きじゃなくて、要するに都市計画区域になっていたとしても、具体的に、住宅区域だとか、その他用途区域を決めていないと。そのために、普段は、山間地はいいのですけれども、開発がないですから。こういうところは、ちょっと動くとすぐ住宅需要が出てきて、建設されると。そこへ道路をつけないといけないと、そういう話になってきますので、実は非常に宙ぶらりんな状態になってしまうのですね。昭和48年から相当経っていますので、それで、虫食い状態に、けっこういろいろなものができてしまっていると。それを何よりもおっしゃっていたんですね。

けれども、この愛荘町を位置的な状況を見ると、周辺の近江八幡市、それから彦根、そして大津・京都・大阪と控えていると。新住民も必ずしも減るわけではなくて増えていく可能性があるということになると、これからも当然開発、特に都市開発が進行する可能性というのはあるわけです。特に滋賀県は人口が増えているそうです。微増ですけれども増えていく可能性はありますし、まちづくりの結果によっては、いいまちになって、集中して人が入ってくるということがあり得ますので、例えば、こういう愛荘町みたいに開発があまり進んでないところは、集中的に開発する場所がまだ残っているのですね。そういう点からすると、線引き、用途区域を少し強力にやってもいいのかなと、トラブルが多発する可能性があるのですね、そうやっていくと。トラブルが多発すると、やっぱり非常にまちの雰囲気荒れさせますので、そういう意味では、やっぱり行政の、かなり苦勞はすると思うのですけれども、主要な地域については用途区域をやっていくしかないんじゃないかと。

実は私の住んでいたまち、逗子も非常に歴史的に古いまちなんですけれども、大変苦勞しました。もう2軒単位ぐらいで線引きの引き直しをしょっちゅうやっているわけです。つまり、既成の市街地は手がつけようがないところ、そういうものになっちゃうのですけれども、一応、線引きをやりたいと常に交渉して、変えていこうと。そういうことをけっこうやったんです。徐々に整理していくと、こういうことをやったわけでありませぬ。もちろん、地主さんのいろいろな意向がありますから、それを強制することはできないという、都市計画の基本要素ですけれども、地権者は、時間をくれて少しずつ線引きをして修正していくという努力をしていくと、まあ10年、20年の間にそれなりに整ってくるものなのです。

ですから、そういう長いスパンで考えていくしかないのです。この都市計画というのは。すみません、こんなこと言っても仕方ないですが、そういうことで、たぶん皆さんが考えられるところの心配されている部分については、この議論だけで決まるわけでは

ありません。もちろん、まちの考え方、都市計画の審議会とか、そういうところもありますけれども、しかし、町民の皆さんは何を今望んでいるのかと、あるいは将来的にこのまちをどういうふうにしたいのかということ、やっぱりかなりきちっと町民の側から出てくることというのは、非常に重要なことですね、今までからして。

そういう意味で、都市計画決定についても、ここは別に都市計画について検議する場所ではないのですけれども、まちづくりの方向性とか、あるいはまちの、特に仕掛けのあり方について、どういうふうにするのかという議論は、当然あって然るべきだと思います。直接的にたぶん自治基本条例には反映されませんが、そういう議論を踏まえて、自治基本条例をつくっていくということになるかなというふうに思います。

ですから、整備をすぐにやりなさいということではないのですけれども、たぶん、一定での方向性はやっぱり動きの方向性としているものです。

問題は、あとで申し上げますけれども、自治基本条例で決まったこと、決められたことについては、これは条例ですので、町がそれに対応しないと条例違反です。そういう意味で、実は自治基本条例に書き込むということは、非常にやっぱり重要な問題を提起・惹起しますので、できるだけ皆さん、ここでの議論の中では、できるだけ広い人たちに、そういう議論がされるように話を考えながら、これからも進めていかなきゃいかんと思っています。

特にまちづくり、都市計画については、強制力をもった決定になってきますので、そういうことも含めて、考えていただきたいと思いますね。ありがとうございました。

他にどうでしょうか。どうぞ。

**廣田委員** もう1点よろしいですか。課題のところでごくださった子育てとか、医療の問題とか、福祉の問題とか、この地域のエリアだけで解決できない、効率的に取り組まんといけないというふうに出てきていますね、問題点の中で。その辺をどうするのかなということなのですか、その辺をどうしますか。

**富野委員長** どうでしょう。福祉関係が特にそうですけれども、昔は国の仕事だったのですよね。市町村が国の方針に沿って、それをやらされてきたのですね。それが数年前に基本方針が転換されて、地方自治体の仕事にするということがもとにあるのですけど。

**藤田委員** 私のところは、老人クラブのそういう総会や座談会なんかや、そういう時には、私のところは地域にお医者さんがおられますので、極力参加していただいております。そこでは血压等やら問診等受けていただいております。やはり、そういうような地域と密着する医療、それはもう本当にこれから大事だろうと、私も思いますし、やっぱりそれにひきかえて、行政は、何かのイベントがあれば参加する義務があるというよう

にもっていったほうがいいと思います。案外、地域は、行政から来ていただくと意識するのですよ、我々住民からしたら。「役場の人に来てくれたんやなあ。話しようかなあ」と。それが地域との密着した議論とか輪になると、私は思います。

**高野委員長** 問題は2つあったようですね。1つは、町内会・自治会という単位から見て、そちらの自治会だけでなく町全体が来ないといけないということですね。それが1つありますね。

もう1つは、町の中だけでも処理できなくて、例えば病院の問題とか、この地域全体のベッド数の問題とか、あるいは、介護ですね。施設をどういうふうに全体でつくっていくかとか、そういうことは地域に調整関係がありますので、あるいは子育てもそうですよね。子育て施設もそうですけれども、そのあたりの広域化の調整をどうするのかという問題が、やっぱりあるんですね、おっしゃるとおり。

それについては、自治基本条例で書いているケースもあります。つまり、まちのこういう問題について、どのような処理をしていくのか、あるいはまちのこういう問題について、どのような仕組みをつくって対応していくのかということについて、かなり明確に書きこんだ自治基本条例もあります。それを少し、それはそういうことは必要であって、協調・協力関係を積極的に進める意見があるみたいですね。精神規定的なことも書いてあるんですけども、それはこのまちにとってどれぐらいそれが重要なんだという議論を踏まえて、必要であれば、できるだけ具体的に書いておく。そこまですなければ、大枠の中で、国や他の市町村との関係を、こういうような形でもっていくと。これは一部事務組合とか連合とか、いろいろな形が今制度としてありますね。そういうものを非常にうまく使えば、やっていける部分もあります。

実際、一部事務組合はこの地域もあるはずですし、やってきましたし、その限界もよくお解かりだと思います。ですから、そういうものを踏まえて、今おっしゃったような、もちろん、有事とか、そういうことがあっていろいろな問題が出る、実際そうですね。農業問題でもそうですね、いろいろな問題がありますので、これからは、合併を選ぶだけが選択肢ではなくて、広域的な地域連携をどういうふうに組んでいくのかと。その中の1つとして合併という選択肢があると。こういう考え方をやるべきだと思いますから、自治基本条例なんかでもそこら辺の書き込みが少し、将来合併があるということ的前提にして書いてしまうだけではなくて、広域連携という形で1つこれを設定するというのが重要なことだと思いますね。

**総務主監** 今いろいろと意見が出ていましたので、事務局から現状だけちょっと説明をさせていただきたいと思います。

一部事務組合で、ご承知のように、ごみとかし尿、それから医療関係を一部事務組合で取り組んでいます。消防は警察が東近江警察署管轄に変わりましたので、消防は東近

江の方へ統合になっていくというようなことになっています。ごみ関係は、愛知郡で一部事務組合をとっていますので、ご承知のように、東近江へ愛東・湖東が行きましたので、変則になっていますけれども。

それから、実は今、総務省が定住自立圏構想というのを打ち出しております、これは、すぐ議論になりますと合併と引っ付けた議論になるんですけども、合併とは当然もう切り離れた議論の中で、総務省は、これから平成の合併はもう来年の3月いっぱい打ち切るといふようなことを言っていますので、私はもうこれ以上、市町村合併は終止符になるかなといふふうに思っています。

定住自立圏構想というのは、市町村の枠を超えて広域で事務を進めていくといふような、合併は全部の事務を進めるのですけれども、この定住自立圏構想は、中心市を含めた近隣の市町が一体となって、それぞれの地域に合った事務を連携していくといふようなことになっています。そういうことで、中心市は彦根市、その周辺の犬上、愛知郡はうちだけですけれども、1市4町が定住自立圏構想といふようなことで、今、手を挙げたといふような状況になっていまして、その中で、地域医療、それから教育、それから地産地消、公共交通、この点を重点的に取り組んで行こうといふようなことで、これから議論が進められるといふような状況になっております。ちょっと、現状だけ申し上げました。

**富野委員長** そうですね。そういう意味で、「合併ありき」という議論でも、合併は全く関係ないということでもなくて、少しソフトな考え方を想定しながらということだと思ふのですね。ありがとうございました。今の方はそれでよろしいですね。

あとはどうでしょうか。

**山本拓委員** 山本です。今の広域のお話ですけども、以前の平成の合併が進んだ時にも、その以前からあるはずの広域行政というものに及んだ合併論議がされていたと思うのですけれども、さっきの地域・地区の呼び方もそうですけれども、行政の単位というのはそのまま生活の単位と結びついていない現状があるのに、すべてが1つの区切りになってしまうように境界を引いてしまうと、あの時錯覚したように思ふのです。

そんな時に、やはり広域というものの働きというのを改めて感じたのですけれども、この基本条例に、やはり、そういった広域という枠組みを、1町基本条例の中に入れてくるということは、正解なんではないでしょうか。

**富野委員長** 実は今、学者の世界でもかなり雰囲気が変わってきたんですね。おっしゃるとおり、1つの自治体ができると、すべての、フルメインと言っているのですけれども、自治体がやるべき仕事を、すべてを1つの自治体が、どんな人口が多くても少なくともやらなければいけないというのは、これはおかしいのじゃないかと。それで、フル

ムセット型、あるいはフルメイン型は、自治体から選択的自治と言って、つまり、その地域が地域としてやらなければいけない仕事と、もう少し広い範囲で行政として、あるいは行政だけでなく、例えば農協にしても、それこそ商工会としても、いろいろなそういう諸団体がありますが、これは必ずしも自治体の中に収まりきれぬものとは限らないわけです。

そういう点から考えると、自治体という区切りだけですべてを、フルセットで収めてしまうというのは、そもそも無理があるだろうと。おっしゃっているように、生活圏の問題、例えば、皆さんだったら大津・京都・大阪までは行ってらっしゃると。そういう中で、実は大阪も非常に困っているのですね。あまりにも昼間人口過ぎて、そういう人たちに税金を使いすぎていると。そういう非難されているらしいですね。その逆のほうもあるのですね。

そういう点から考えると、かなり広域的な協力体制が、仕事の役割分担ですね。あるいは1つの自治体がフルセットをやるのじゃなくて、自分たちのまちはここをやりたいと、ここは町民の皆さんにきめ細かくやりたいので、これだけは確保して、あとはみんな分担しながら力を集めてやりましょうと。これが当然なのじゃないかというような議論が、今盛んなんですよ。

ですから、自治基本条例についても、かなり詳しく書き込んであって、僕言いましたね。それ、広域連携について、おっしゃったように、そういうことも含めて、自分のまちだけでなくほかのまちとの関係を、例えば広域連携のあり方について具体的に書くとか、そういうところもあるわけです。ですから、それはいいと思うのです。いいと思います、要するに、そういうふうにつくってしまえば。

**山本拓委員** 方向付けをするということですか。

**富野委員長** そのまちがそれについて同意するか、しないかではなくて、自分たちのまちはこういう姿勢でいきたいと。できたら、それに基づいて、自治基本条例の規定に、ほかのまちと、例えば協定を結ぶとか連合を組むとか、そういうことがあれば、非常に安定した関係になってくると思いますね。

ですから、私は、もうそれは当然、もし、皆さんの意見が一致すれば、自治基本条例の中になんかきちんと書き込むというのもあり得ると。むしろ、その方が方向性がはっきりしていいのかも知れないと思いますね。

**山本拓委員** ありがとうございます。

**富野委員長** どうでしょうか。はい、どうぞ。道明さん。

**道明委員** だいぶん、かなり、基本条例についていろいろと絞れてきたのですけれども、もう1回原点に戻ってほしいということは、愛荘町民はなんぞやということを全然論議していない。一般的なやっぱり日本人なんですよ。

**富野委員長** だけど、外国人もいますよね。

**道明委員** 外国人もいるし、こうした時に、例えば、皆さん、こんなことわざをご存知ですか。隣の蔵がまた1つ消えた、あらトントントン。あら、隣の蔵が1つまた消えた、あら、トントントン。何のこともない。隣はお金持ちでたくさん蔵を持っていたと、仕事に失敗したか何かで、蔵がまた1つなくなってしまったという現状なんです。あらのあとに何が来るか。

**富野委員長** そういう発想ですか。

**道明委員** 隣の倉がね、金持ちの蔵が1つ消えた、実はうれしいやろと。

**富野委員長** うれしいのですか。

**道明委員** これがここら辺の根性ですよ。こういうことわざ、いや本当に。隣の蔵がまた貧乏してなくなったと。あら、うれしい、ねたましい。そういう地域、特に滋賀県の湖東地方では、それが強い。

**富野委員長** そうですかね。

**道明委員** はい。先ほど発表してくれた中に、旧の秦荘町は農機具の普及率が日本一です。ということは、どういうことかと言うと、共同とかグループでやれない。みんなが、自分がトラクターなどを全部買って、みんなが同じ時期に、ワーツとやる。そういう精神的なものがあるのじゃないかと。

**富野委員長** 中国はそうですね、まさに。

**道明委員** みんながグループを組んでやったら、もっと安くできるし、うまくできるかもわからんけれども、自分がやりたい時にやっていくのだ、思いどおりにやっていくのだということ。

そして、愛荘町民はなんぞや、そういう歴史もあった変わりに、もっと悪くいえば、外国人差別がありますよ。朝鮮の人に対して、自分らのルーツである、秦氏は韓国・朝

鮮の人でありながら、朝鮮・中国の人に対する差別があります。

だからね、けど、まだ愛知川と旧の、先ほど分かれたらあかんと言われたけれども、なぜかと言うと、もう1つ僕が参加しているのは男女参画社会の到来、今アンケートをとっていますね。やっぱり、秦荘の男女参画に関する考え方、愛知川の考え方、中学生の格差の問題、そういうものをサンプル分けしながら、また1年、たくさんの振興住宅の人の考え方も全然また違うと思うのです。そういう何か、この、また欠点とされることは、掌を返したら、これを活用できる利点として取り上げられていくし、保守的であれば、その保守性をうまく利用すればいいし、というところで、ちょっと何かメスを入れていったほうが、最終、私らの、愛荘の憲法をつくっていくのですから、そんな大事なものをつくるのだから、もう少し町民性をちょっとぐらいいは頭に入れておかないと、つくったけども町民にうまく受け入れられない、いわゆる精神的、心の問題でね。またそれを、町民の保守的・利己的な面ばかりを取り上げていけば、そんなものは協調にならないしというようなところで、ひとつ釘をさすとか、考えていく上の何かほしいですね。

**富野委員長** 今の話はおもしろいですね。もしかしたら、自治基本条例が全然使えるかもしれないですね。つまり、言い方なんですよ、おっしゃるとおり。例えば、五個荘は近江商人でしたね。商人というのは、人と協調するよりは、やっぱり競争し合うのですよ。それで、全国展開すると。それが非常に強いから、近江商人というのが確立するわけです。

そういう意味では、農業であれば、逆に言うと競争し合って、いくらか協調しなければいけない側面がありますから、どちらかと言うと、そういうふうになればいいのになとか、そういう感じになってくるかも知れませんが、土地柄というのは、もしかしたら、あるかもしれないですね。その土地のそういう人たちの持っている性格というのは、その土地の産業の構成や生活のあり方ともものすごく密着しているので、もしかしたら、そういうのがすごく特徴なのかも知れません。そのあたりはよく議論した方がいいと思いますね。モデルは確かあるんですよ、それ。

**道明委員** いろいろな意見はあると思います。

**富野委員長** このあたりはどうですか、やっぱり近江商人と関係あるのですか、この地域は。

**道明委員** あまり関係ないと思う。それほど成功した人は誰もいない。

**傍聴者 成宮氏** 今のその講に関係する言葉なんですけれども、交付金というのは、彦

根藩がつくった「来るもの拒まず、去るもの追わず」という言葉と、そして、五個荘地域のいわゆる近江商人がつくった「三方よし」の言葉がありますね。滋賀県というのは、三方よしの方をたぶんメインにお使いになっているだろうと思うのですが、この付近は、必ずこの2つの意見があるのです。

だから、今言われた方が、地域に銀座をつくるような感じで言っておられるのではなくて、場所によって完全に分かれてしまっています。そういうこともあるということで、ちょっとタイトルには使いづらいなということで、実は100人委員会をやっている時もそういう話が出てきたのです。

それと、またそれは100人委員会の残党でやっていないのですけれども、協働の協ということば、日本の妙かなと思ったのは、時によっては、その力の部分が誰かに代わる、自助・共助・公助という中の誰か、その本当に代わっていくということが、たぶん持続型社会のメインかなというふうな感じで進めていくのかなと思っておりませんが、ということも1つ参考にしていただければありがたいなというふうに思います。たぶん、先生、茅ヶ崎なんかでそのようなご苦労をなさったのじゃないかなというふうに思うのです。

**富野委員長** 今、たぶん、関西の社会の構造と、関東、特に神奈川県はずいぶん違いますから、ですから、同じ「きょうどう」と言っても意味合いは全部、受け止めがちよっと違うと思います。ありがとうございました。

だいぶ議論が深まってきましたね。はい、どうぞ。

**山本雅委員** 山本です。まだ何週間か先の話になるかと思うのですけれども、今の考え方、沖縄の自治基本条例、それは沖縄の市でなくて、沖縄県が各市に、これをもとにして、これを参考として、それぞれで自治基本条例をつくってくださいという形で、沖縄県が出した自治基本条例の前文を見ますと、「基本的人権」・「平等」というのがはっきりうたっています。

我々の感覚からすると、それは憲法のレベルの話ではないかと、条例の世界のことではないというように思うのですけれども、やっぱり、それは沖縄というところなのですね。今までの経験してきた歴史、そして法律の下の平等と言いながら、本土に比べて、正直そう平等とも言えないということがあったわけですから、それを踏まえて、あえてそういった「平等」・「人権」という言葉を、自治基本条例の前文に埋め込んでいるというのは、私はすばらしいと思います。

ですので、今、道明さんおっしゃったようなことも、その辺、過去そうやったことを踏まえて、それで将来のこういう町民になろうというような形で、前文に盛り込むような形で考えていけばいいかなというふうに思います。

**富野委員長** こういう議論は、なかなか大事なところですね。これから具体的な内容を

やっていく上で、いい議論が出てくると思います。

今日、それで今 20 分なりました。一応、今皆様のご意見をいろいろいただきまして、何がポイントかなということ、何となく雰囲気として理解していただけたのではないかと思います。実はこれを延々とやるのは、あまり生産的ではなくて、これを踏まえて次のステップに行くことが大事だと思います。

次のステップはどういうステップかと言いますと、それでは、自治基本条例として、我々が何を考えていく必要があるのだろうかということ、少し具体的に組み立てを意識しながら考えていく必要があると思うのです。

自治基本条例というのは、実は、法律で決まった形式は全くありません。条例形式であるということだけですね、決まっているのは、住民参加条例というか、請願条例がありますね。ですから、条例である以上、条例という形式は踏まなければいけないということだけははっきりしているだけで、あと、中身は、作り方については特に決まったものはありません。ですから、皆さんが議論していただいたらいいのです。

ただし、1 つだけ違うところがあります。それは、多くの自治体がつくる条例は、前文というのは持ちません。つまり、目的規定とか定義というものに、いきなり入っていったちゅうのです。この条例は何を目的としてつくりますとか、何々のために、こういうことを実現するためにという、については、これの言葉はこういうふうに使いますとか、そういうことはみんな入るのです、条例というのは。

ただし、皆様のご議論と、国の法律でも、憲法と他の法律は違うところがあります。それは、憲法は前文というのが非常に重要なのです。つまり、我々はこの国をどういう理念で、どういう思いでつくっていかうとしているのか。我々にとって、こういう国であってほしい、こういう思いでこの憲法をつくったので、その憲法を解釈し運用するには、この原則に沿って、この理念に沿って、進めてもらう、進めなければいけないのだと。こういうことを憲法の場合は前文という形で、具体的に条文そのものの前に置いているわけです。

自治基本条例も、まちにとって憲法という位置づけだと思います。ですから、すべての条例やまちの活動、あるいは市民の皆さんの活動の一部も、これによっていろいろな発展の保証を受けたり、あるいは権利化されたり、あるいは提言を受けたり、そういうふうになるわけです。ですから、これを 50 年、100 年と、このまちで機能させていくためには、それなりの仕掛けが必要ですね。

そのために、前文をきちんとたぶんつくる。おそらく今までつくった自治基本条例、すべて前文があったと思います。それと具体的な条文と、それから、最近の方向としては、実はこの条例をきちんと運用するために、どのような仕掛けで、この条例を運用していくのだろうかという、そういう仕掛けについて書いてある条例が最近増えてきました。つまり、あとで推進状況についてチェックすると。市民が参加して、この条例がどんな実現がされていくのか、どのような努力をみんなしているのだということを定

期的にチェックして、それをきちんと条例の運用に反映させていくと。そういうようなことを規定されているような条例がだんだん増えてきたんですね。

それは、行政だけのものではない条例がすごく多くなってきたということがあるのですが、本当に実効あるものにしたいということですね。ですから、そういうような仕掛けや仕組みを念頭に置きながら、具体的に議論を進めていく必要があると思います。そうしたいと思いますので、実は今日お配りしたのは、日本で最初の自治基本条例と言われているニセコ町です。まちづくり基本条例と書いています。これが日本における自治基本条例の最も最初の条例ですね。これは、もう逢坂さんという方、町長さんの時につくられた、今、逢坂さんは国会議員になっていますね。ですから、これが1つのひな型と言いますが、これが今の自治基本条例の一番最初のものということです。

それから、もう1つは米原市の自治基本条例、これはごく身近なところで、私もちょっと関わらせていただいていたものでありますけれども、これは身近なところで、自治基本条例をご参考にさせていただきたいと思います。

皆さんにお願いしたいのは、この2つの条例を、次回の時に少し読み込んでいただきたいということです。自治基本条例というのは、だいたいこういうような構成で、こういうようなことが原案にあって、こういうものが結果とするものだなということですね。今までは、できるだけ読まないように思っていたのですけれども、もうこの段階では、これから全体の構成をやっていこうという段階になってきましたので、読んでいただきたいです。読んだら非常によくわかりますけれども、今まで議論していることはほとんど書いてありません、この条例には。もう1つ違ったレベルの話が出ていますね。

今までの議論をどういうふうに自治基本条例の議論に展開していくのかということが、実はこれからのテーマになるわけでありまして。そういう意味で、ぜひこの2つの条例を読んでいただきたいということです。

できましたら、町の総合計画があります。実は総合計画というのは、自治基本条例と全く性質が変わってきます。というのは、今まではこういうのはなかったわけです。まちづくり基本方針は総合計画に書いてありました。そのまちの基本方針をつくるために、町の課題であるとか、地域共有財産の意識とか、そういうものをずっと調べて、課題を設定し、それに対する具体的な方策、そしてまちづくりの理念というのを、ワンパッケージで総合計画でつくったんですね。

しかし、これからは、まちづくりの基本方針というのは別に10年単位で変わる必要はないわけですから、そういうものは自治基本条例できちんとやる。それを踏まえて、例えば、その時の町長さんが、この町をこういうふうにしたいということ、町民の皆さんの支持を受けて行政を展開するにあたって、自治基本条例にベースを置きながら、総合計画を駆使して、それで、地域の発展を図っていくと、こういう形になると思いますね。

そういう議論ですから、今の総合計画を読んでいただいて、これはやっぱり自治基本

条例に書かないといかんなど、自治基本条例に書かなくても、こういうことはやっぱり総合計画からこっちへ移すべきなのかなということ、皆さん、それぞれ考えておられると思いますけれども、読んで見ていただくと、大変よくわかると思います。自治基本条例はたくさんありますからね。そういうことありますので、できましたら、大変申し訳ないのですけれども、この3つ、2つの自治基本条例の事例と、それからこのまちの総合計画、それを読んでおいてきていただきたいと思います。

それで、今回は、まずは私の方から少し、申し訳ないのですけれども、自治基本条例というのはどういうことかということ、改めて、具体的に中身の作り方について、少し最初にお話しさせていただきたいと思います。その上で、今の議論をどういうふうに展開していくかということについて、皆さんとテーマを設定しながら議論していきたい。できましたら、そこで、また部会を改めてつくって、大きな議論だけではなくて、皆さんがご発言しやすい状態の中でその作業を進めていくと、こういうようなことを次回はやっていきたいと思います。

そういう意味で、もしよろしければ、そういう方針でいきたいですけれども、いかがでしょうか。

委員から「はい」の声あり

**富野委員長** それでは、そういうことで、また宿題が出て大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

事務局の方で何か、特にありますか。日程調整とかありましたか。

**総務主監** 次回の日程を決めていただきたいのですが。

**富野委員長** 次回の日程調整をお願いします。木曜日がよろしいですか。では、21日でいかがですか。よろしいですか。じゃあ21日ということで、よろしくお願いします。時間は同じでいいですか。

今日はこの程度にしまして、ご苦労さまでした。

**委員全員** ありがとうございました。

**総務主監** ご苦労さんでございました。